

知的自由とアメリカの図書館：歴史と現状

ルイーズ・S. ロビンス 著・述

川崎良孝 訳

Intellectual Freedom in American Libraries: Past and Present

Louise S. ROBBINS

Yoshitaka KAWASAKI (tra.)

1. はじめに

皆さま方はおそらくご存じだと思いますが、今日のアメリカでは知的自由への確信と検閲への抵抗ということが、専門職としての図書館員の中心的な倫理になっています。『図書館の権利宣言』(*Library Bill of Rights*)の文言に加えて、知的自由を支える包括的な支援システム、情報へのアクセスに尽力する図書館員を支える全体的な支援システムがあります。実際、しばしば図書館員は「読書の自由財団」(*Freedom to Read Foundation*)を通じて、言論の自由の諸々の側面、およびその反射鏡である情報を受け取る自由を支持するために、他の団体と手を携えてきました。さらに、私たちは知的自由部(*Office for Intellectual Freedom*)を頼りにし、知的自由ラウンドテーブル(*Intellectual Freedom Round Table*)に参加しています。それに活動的な知的自由委員会(*Intellectual Freedom Committee*)が存在しないといったことは想像できません。図書館界の主要な専門雑誌、例えば『アメリカン・ライブラリーズ』や『ライブラリー・ジャーナル』を一瞥しますと、合衆国の図書館員にとって、知的自由が主要な関心事であることがわかるでしょう。

しかし、こうした状態が常態であったとは申せません。アメリカ図書館協会は1939年に『図書館の権利宣言』(*Library's Bill of Rights*)を採択し、1948年にはいっそう強力な『図書館の権利宣言』(*Library Bill of Rights*)を採択しました。そして、知的自由の信条を支持し強化する多くの取り組みを通じて、1967年には知的自由部が設置され、とうとう1969年になって「読書の自由財団」が成立しました。もともとアメリカ図書館協会は知的自由を不承不承に支持したのですが、ゆっくりと苦難の道をたどり、次第に司書職の中核的なイデオロギーとして熱心に知的自由を包み込むようになりました。いまでは「読書の自由財団」が30年以上の歴史を持ちます。善し悪しは別にして、現在の図書館員は情報の形態を問わずすべての人にあらゆる情報への自由なアクセスを主張するという点で、一体感を持っています。

知的自由に関する図書館員の信念の歴史を振り返るについて、アンドリュー・アボット(*Andrew Abbott*)の『専門職のシステム』(*System of Professions*)は有意義な理論的枠組みを提供します。専門職は歴史的な脈絡の中で、仕事の領域すなわち管轄領域(*jurisdiction*)を定めて守ろうとします。「管轄領域についての主張が、組織的な発展に刺激と型を与える」

のです。アメリカ図書館協会の歴史をみると、アメリカ図書館協会が司書職の倫理の綱領、そして司書職の一体性とでもいえるものを明確にし、定義づけ、そして再定義してきたことがわかります。またそうした明確化や定義づけ、そして再定義は、蔵書の内容をめぐる図書館員の管轄領域に具体的な挑戦が出され、それへの反応を通してであったということも、はっきりと知ることができるのです。

1939年以前をみると、自分が選んだものを読むという個人の権利を守るについて、図書館員は何の声明も出していませんし、多くのアンビヴァレンスがありました。多くの図書館員は読者を保護したいと願っていましたし、己の好みや作法を読者に押しつけようと望んでいました。図書館員が成人教育への関心、民主主義の育成という図書館の役割についての関心、それに教育ある有権者に作り上げることに興味を増すにつれて、「道徳的な引き上げ」を意図する「有用な図書」だけを提示するという思想から離れて行きました。そして読者はすべての主題に関する多様な見解にアクセスすべきだと主張するようになりました。また読者は自分が読むべきものを自分で選択でき、読者を信頼できると主張するようになりました。

1939年の初版『図書館の権利宣言』は、当時の主流となる政治的な環境とイデオロギーから生まれたのです。政治に関する知識人はアメリカ固有の多元主義的な民主的システムを描いてきました。このシステムの特徴は、すべての多様な特別利益グループが同じ土俵で競争することです。不況や貧しい労働者の窮状、とりわけ人種隔離と人種への不正義にもかかわらず、アメリカは本質的に階級のない、合意された社会と考えられていました。この合意された社会は、寛容と開放性、それに資本主義の自由経済システムを特徴とするのです。この合意は、ファシズムや共産主義といったイデオロギーには反対し、基本的にアメリカにはイデオロギーがなく、その代わりに多元的で民主的であるということを意味しています。この多元的民主主義が最重視された価値でした。それがコミュニケーション・システムの一部としての図書館、また「民主的な生き方を教育する」制度としての図書館の場合、表現の自由の価値、いわゆる思想の自由市場が最も重要だったのです。

1939年版『図書館の権利宣言』の後押しをしたのは成人教育でした。もし人びとが「民衆の大学」で自学するのを図書館員が助けるつもりなら、あらゆる種類の資料を提供しなくてはなりません。1939年に『怒りのぶどう』(*The Grapes of Wrath*) が刊行され、オクラホマ州選出の連邦下院議員ライル・ボーレン (Lyle Boren) は、オクラホマ人に関する記述を嫌って、下院の議場で同書を非難しました。そして『怒りのぶどう』が刺激となって、アメリカ図書館協会は「図書館利用者の探求の自由の権利を守るための知的自由委員会」(Committee on Intellectual freedom to Safeguard the Right of Library Users to Freedom of Inquiry) を設置したのです。しかしアメリカ図書館協会内では知的自由に関する問題はほとんど生じませんでした。また雑誌記事に目を通す限りでは、地元の図書館で生じた検閲事件を報じる人もほとんどおらず、こうした状態は第2次世界大戦後の数年間まで続いたのです。

私が今日お話ししたいのは、この戦後の時期です。といいますのは、今日と同じように、挑戦の数が多くてかつ厳しく、大いに政治的であり、のるかそるかの一体性を求める反応を求めているからです。

2. 1948-1953年

超愛国主義者は「破壊的」な資料を探して、図書館蔵書に多くの挑戦をしていました。こうした事態に直面して、1948年に図書館員は『図書館の権利宣言』を改訂し強化しました。図書館員ははじめて検閲と闘うと誓約したのです。そして1948年から1953年にかけての5年間の出来事が契機となって、アメリカ図書館協会は反応し、知的自由の擁護者としての協会の立場を固めたのです。しかしアメリカ図書館協会が効果的な防衛のための手立てを作るまでには、さらに15年間という闘いに満ちた期間が必要だったのです。

第2次世界大戦の間、アメリカ合衆国はファシズムと闘っていると考えていました。しかし戦後、アメリカが闘う「主義」(ism)は急速に共産主義になっていきました。あまりに込み入った多くの理由のためにここでは立ち入りませんが、ハリー・S. トルーマン (Harry S. Truman) 大統領はヨーロッパでの共産主義との闘いに焦点をあてていました。しかし同時に政府内の「共産主義に甘い」という非難があり、トルーマンは政権自体を守らねばなりませんでした。そのため1947年に行政命令 (Executive Order) を発し、「連邦忠誠プログラム」(Federal Loyalty Program) を実施したのです。政府は特定のグループを、「破壊的」グループとか「共産主義協力」グループと指名しました。実のところ、こうしたグループには、共産主義者が設立したり潜入しているグループが多くありました。しかし同時に、ソヴィエトとアメリカがナチに反対するという共通の大義を抱いていた時代、そうした大義に共産主義の後ろ盾をまったく意識していない時代に、人びとが参加したグループも多くあったのです。そうした大義には人種統合、スペイン王党派支持、労働組合の支援も入っていました。実際、「リベラル」として認められていた多くの大義に、「ピンク」とか「赤」といったレッテルが貼られたのです。

忠誠プログラムの下では、図書館員を含めてすべての連邦政府職員、および多くの州や地方の公務員が、破壊的グループとの結びつきについて調査されました。また忠誠宣誓に署名するように求められる場合もあったのです (私はフィリップ・キーニー (Philip Keeney) が当地日本での職を失ったのは、この時期だと信じています)。

カリフォルニア州の図書館員は、忠誠審査に闘うだけでなく、社会科のシリーズ本『アメリカの形成』(*Building America*) に反対する州議会の強力な検閲とも闘いました。そして『図書館の権利宣言』をいっそう強化するために活動したのです。知的自由委員会の新しい委員長デイヴィッド・ヴァーニングハウゼン (David Berninghausen) は、カリフォルニアの図書館員や自分の委員会と協力して仕事をしました。そして新しい強力な『図書館の権利宣言』を通過させただけでなく、はじめてアメリカ図書館協会の大会で知的自由を第1位の議題に押し上げたのです。

1948年のアメリカ図書館協会年次大会とほぼ同じ時期に、リベラルな雑誌『ネイション』(*The Nation*) に反宗教的という非難があがり、ニューヨーク市の学校図書館が『ネイション』を除去しました。『ネイション』はその後の数年間にわたって全国の多くの図書館で挑戦を受け、そこにはオクラホマ州バートルズヴィル (Bartlesville) の公立図書館を含んでいますが、この図書館については私自身が研究をしました。『ネイション』への検閲と闘う委員会『ネイ

ション』の解除を求める特別委員会]に、バーニングハウゼンはアメリカ図書館協会を代表して参加することが許されました。これはアメリカ図書館協会が検閲に反対するために、公式に他のグループと合同した最初の出来事だったのです。

またバーニングハウゼンは、州図書館協会に州知的自由委員会設置の奨励を始めました。ところで1948年にアメリカ図書館協会は忠誠宣誓に関する決議をめぐって激しい内部闘争を開始しました。この問題は1950年に解決したのですが、最終的に採択された決議は連邦図書館員が受け入れることができるための妥協の産物でありました。

当時のアメリカが経験していた社会変化を知ることは重要です。人種差別に反対する戦争を闘ったのち、アフリカ系アメリカ人は国内での平等と正義を要求するようになってきました。フランクリン・デラノ・ルーズヴェルト (Franklin Delano Roosevelt) のニューディール政策は特に南部での秩序を揺るがし、戦時中の制限から解き放たれた労働組合は地歩を獲得しようとしていたのです。当然ながら政府は大きくなり、ビジネスはかつてない統制にいら立っていました。戦時中に働いていた女性は失職し、伝統的な役割に戻っていったのですが、もはやそうした役割には満足できない女性もありました。こうしたことに、新しい冷戦の不確実性と恐怖が加わり、そこには国内に共産主義者が潜入しているとの懸念もあったのです。そして1950年、冷戦は朝鮮半島で現実のものになりました。

宗教指導者の中には、離婚や青少年の非行の増大、性的自由の拡大、その他の肯首しがたい社会状況を指摘して、「道徳再武装」を唱える者もありました。社会問題を「神を信じない共産主義」による破壊の印(しるし)と把握したのです(「神のもとに」といってアメリカ国旗に忠誠を誓うのも、この時代が始まりです)。

こうした時代を背景として、オクラホマ州バートルズヴィルでは、市民からなる委員会が「破壊的」資料を貸出したとの理由で、古くからの市立図書館長ルース・W. ブラウン (Ruth W. Brown) を非難したのです。最も頻繁に標的にされたのは『ネイション』、『ニューリパブリック』、『ソヴィエト・ロシア・トゥディ』 (Soviet Russia Today) で、後には疑わしい雑誌として『ネグロ・ダイジェスト』 (Negro Digest)、『コンシューマ・レポート』 (Consumer Report) が加えられました。とはいっても、実のところブラウンの本当の「破壊的な活動」は、人種への不正義にたいする関心でした。人種平等会議 (Congress of Racial Equality) は人種統合を目指すグループで、メイソン・ディクソン線 (Mason-Dixon Line) 以南には1つの支部しかありませんでした。そしてブラウンは1946年からこの支部の会員だったのです。1950年2月、ブラウンは2人の若いアフリカ系アメリカ人の教師と地元のドラッグストアに入り、ソーダ水を注文しました。このときブラウンは一線を越えたのです。その次の週、市民の委員会は市議会にブラウンを解雇するように求めました。その1週間前にジョセフ・マッカーシー (Joseph McCarthy) は、ウェストヴァージニア州ホイーリング (Wheeling) で「共和国女性クラブ」 (Republican Women's Club) を前に有名な演説を行い、トルーマン政権に共産主義者が潜入しているとの恐ろしい爆弾宣言をしていました。そして結局、バートルズヴィルでは館長ブラウンも理事会全体も入れ替わりしました。

新しい図書館理事会の長は、アメリカ在郷軍人会 (American Legion) のアメリカニズム

担当の長で、図書選択の手段として、アメリカ図書館協会のリストよりも、アメリカ在郷軍人会のリストを使いました。新しい図書館長に求められる最も重要な事柄は、アメリカニズムであり、人種統合への関心を持っていないことでした。ここで皆さんは、「管轄領域」という概念を最も明確に理解されることでしょう。図書館の基準を支配したのは、アメリカ図書館協会ではなくアメリカ在郷軍人会の基準でした。

駆け出しの知的自由委員会はブラウンを助けようとしたましたが、組織構造でも財政面でも、助けに乗り出すための装備がされていませんでした。実のところ、アメリカ図書館協会はオクラホマ州図書館協会にブラウン事件の調査を求めました。これは知的自由への挑戦について実地調査を求めた最初の試みでした。アメリカ図書館協会はバートルズヴィル事件の報告書を受け取り、ブラウンの解雇および図書館資料の除去を非難する決議をあげました。アメリカ図書館協会はこの事件の人種に関わる側面には触れませんでした。ブラウンはこの事実を10年後に公表したのですが、それはとうとうアメリカ図書館協会が隔離された図書館サービスの問題に取り組み始めたときでした。

ブラウンへのアメリカ図書館協会の支援、あるいは支援の欠如は、支援や執行のメカニズムがない場合、信念の声明を持つことが難しいことを示しています。また資料を除去し、図書館理事会と図書館長を解雇した市の行いを、あからさまに抗議することさえも難しいことを現しています。また全国の多くの公立図書館員や学校図書館員が傷つきやすいことも示しています。そうした図書館員は概して女性で、コミュニティにおける権力構造の枠外に位置していたのです。1952年と1953年にアメリカ図書館協会の知的自由委員会は、年次大会に際して事前会議を主催し、図書選択と検閲にまつわる問題を明確にしようとした。それにしばしば1人で対処しなくてはならない図書館員に、役立つ指針を提供しようと試みました。「バートルズヴィルを忘れるな」という言葉は、その後の10年間以上にわたって、知的自由の唱導者には一種の標語になったのです。

この時代には他にも闘いの場がありました。その中でも、ニュージャージー州モンクレアー(Montclair)の事件は有名です。当地の「アメリカ革命の息子たち」(Sons of American Revolution)は、連邦議会の下院非米活動委員会(House UnAmerican Activities Committee)を真似たさまざまな調査委員会が疑わしいとした著者のすべての本に、ラベルの貼符を求めたのです。モンクレアー事件や類似の事件が引き金となって、[アメリカ図書館協会は]1951年に『ラベリング声明』(Statement on Labeling)を採択しました。さらに『図書館の権利宣言』に新たに脚注を設けて、フィルムその他のメディアを図書館資料の中に組み込んだのです。この脚注はイリノイ州ペオリア(Peoria)での事件を契機にしたもので、人種や世界の理解を育成する多くのフィルム(大多数は国連が作成したフィルム)を提供しているとして、アメリカ在郷軍人会が図書館長に襲いかかったのです。

1952年の末になると、全国中で、図書館員がコミュニティのグループからの圧力を感じていたのは明らかでした。特にアメリカ在郷軍人会、「アメリカ独立革命の娘たち」、「アメリカ独立革命の息子たち」、およびそうした団体と類似のグループからの圧力です。なお3つの団体はいずれも超愛国的なグループで、後者2つの会員はアメリカ独立革命以前からアメリカに住

んでいたという系図をたどることができる人でなければ、会員になれませんでした。知的自由委員会は行動に移る時機だと決心しました。そして図書館界の指導者（1人を除いて男性）、出版社（アメリカ出版会議（American Book Publishers Council、のちのアメリカ出版協会（Association of American Publishers））、それに教育者に呼びかけて、1953年5月に会議を開くことにしたのです。

このグループが会議を開く前の1953年2月、マッカーシー上院議員は、共産党員やそのシンパの疑いがある著者を呼び出して、忠誠の具合を証言させました。またどのようにして図書が国務省国際情報局（International Information Administration）の海外図書館（overseas libraries）に入ったかについても証言を求めたのです。国務省は数か月にわたる強要に痛手を受けました。幾多の指令を発し、「共産主義者、その追随者、論争的な人物など」の著作を図書館の書架から除去するように求めたのです。海外図書館の図書選択は、すべての著者、挿絵作家、それに編集者が検査を受けねばならなかったため、停止してしまいました。

図書館員や出版者が集まったとき、声明の作成に進み、継続委員会が有名な1953年版『読書の自由』（*Freedom to Read*）声明の草案を作成しました。そして1953年にサンフランシスコで開かれたアメリカ図書館協会年次大会に提出したのですが、委員会はアメリカ図書館協会の会員があまりに小心で、声明を承認しないのではないかと危惧していたのです。しかし「大きな叫びと満場一致」で承認されました。この年次大会のとき、国際関係委員会（International Relations Board）は海外図書館でさえも多様な見解を支持するとの声明を作成し、この声明も承認されています。

『読書の自由』は全国の新聞で大見出しになり、『ニューヨーク・タイムズ』は全文を掲載して偉大な国家的文書の1つと書き込みました。図書館員は突然スポットライトを浴びたのです。そして読書の自由の擁護者という認識を確固たるものにしました。

3. 1950年代後半

アメリカ図書館協会は次の数年間にこの認識をさらに固めました。アン・スマート（Anne Smart）という1人の女性が、カリフォルニア州マリナー（Marin）・カウンティの学校図書館に人種統合を促進すると思われる本があり、そうした本を書架に置いた責任者を探し出そうとしたのです。スマートが乗りだした一連の運動への対応として、例えば1955年に学校図書館員は特に学校に限定した『図書館の権利宣言』を採択したのでした。

1950年代が終わりに近づくにつれて、事態は鎮静化に向かっているようでした。しかしマジョリー・フィスク（Marjorie Fiske）の『カリフォルニアにおける図書の選択と検閲』（*Book Selection and Censorship in California*）は、検閲への恐れがしばしば図書館員に自己検閲を行わせていると確認したのです。このフィスクの図書の直後に、ロバート・ダウンス（Robert Downs）の『第1の自由』（*The First Freedom*）が出版されました。ある図書館界の指導者は『第1の自由』に関して、図書館員は聖書と同じように読むべきだと主張しました。「信条」と決意を強める目的で、頭から読み始め、読みとおし、それを繰り返すべきというのでした。

1950年代はアール・ウォーレン（Earl Warren）を長とする合衆国最高裁判所が、画期的な

判決を下した時代でもありました。バトラー対ミシガン事件 (*Butler v. Michigan*) の場合、ミシガン州は成人の読書を子どもに適した内容に制限することはできないと判示したのです。「というのは、そうした措置は豚を焼くのに家を燃やすに等しい」からでした。ロス事件の場合、猥褻をとにかくにも、埋め合わせになるような文学的、芸術的、政治的、社会的な価値を「完全に欠いている」ものと定義づけました。この基準は後に少し変化し、地元のコミュニティの基準という考えを組み込んでいます。このバトラー判決とロス判決によって、猥褻を理由とする検閲は、実行が難しくなりました。

1950年代の中頃のことですが、1954年のブラウン対教育委員会事件 (*Brown v. Board of Education*) は人種隔離を憲法違反とした有名な判決です。この判決は、アメリカ図書館協会が次に取り組む大きな論争領域を示していました。すなわち図書館での人種隔離と図書館蔵書へのアクセスの否定という問題です。知的自由は検閲との闘いや図書館蔵書への挑戦との闘いから展望を広め、思想や情報へのアクセス、すなわち図書館自体へのアクセスの否定を扱うようになってきたのです。そしてこのような変化にも時間を必要としました。アメリカ図書館協会は1950年のバートルズヴィル事件で人種統合の立場をとりませんでした。そしてこの問題を1959年まで無視してきましたが、1959年にアラバマ州立図書館長エミリー・リード (*Emily Reed*) の事件が起きました。リードはガース・ウィリアムズ (*Garth Williams*) の『しろいうさぎとくろいうさぎ』 (*The Rabbits' Wedding*) やマーティン・ルーサー・キング・ジュニア (*Martin Luther King, Jr.*) の『バーミングハム刑務所からの手紙』 (*Letters from Birmingham Jail*) を貸出しているとの理由で、解雇のおどしをかけられたのです。なお『しろいうさぎとくろいうさぎ』は子ども用の絵本で、黒いうさぎと白いうさぎの結婚を描いています。後者はアメリカ図書館協会の「精選図書一覧」 (*Notable Book*) に入っていました。アメリカ図書館協会は2年にわたる争い、ときには厳しい争いをおして、図書館利用についての権利は人種によって制限されたり拒否されてはならないと『図書館の権利宣言』に書き込んだのです。これは1961年のことで、翌年には州支部にたいして、もしアメリカ図書館協会の州支部として残る場合は、人種統合をしなくてはならないと要求したのです。その結果、いくつかの州支部は協会を離脱し、何年か後になって復帰したのです。

4. 1960年代

マッカーシーの時代が消え失せるにつれて、公民権運動と反戦運動が伸びてきます。猥褻に関しては多くの裁判事件がありましたが、1963年にアメリカ図書館協会はヘンリー・ミラー (*Henry Miller*) の『北回帰線』 (*Tropic of Cancer*) を守るために、始めて準備書面を裁判所に提出したのです。こうした裁判が増えたものの、図書館員は成人用の資料についてはかなりの自信を持っていました。法律家チャールズ・レンバー (*Charles Rembar*) は「猥褻の終焉」を主張し、図書館が何らかの資料を購入すれば、1957年のロス判決が定めた1つの条件である「埋め合わせになる社会的価値」を有している証拠として十分であると述べました。図書館が購入した本は、検閲されえないということです。

1960年代末になると明らかに焦点は移行します。これは社会的に動乱の時代（それに「ヒッ

ピー文化」とオルタナティブ資料)、子どもと若者の読書といったことに関する思想に向けてであります。1967年の『図書館の権利宣言』の改訂は、こうした2つの動きすなわち社会思想と子どもを反映しています。要するに著者の「社会的見解」を理由として図書館資料を排除してはならないという改訂、さらに図書館利用者を年齢を理由によって制限してはならないとの改訂です。

オルタナティブ資料（例えば反戦の1枚ものやゲイの新聞など）を展示したがために、図書館員が地元コミュニティから非難されるという事態が生じてきました。そしてアメリカ図書館協会の若い会員は苦悩する同僚仲間を支援するについて、あまりに理事会や評議会の反応が遅いことに次第に我慢ができなくなってきたのです。そうした苦悩する仲間のことは広く知られてはいるのですが、アメリカ図書館協会は何らの具体的な支援もしないのです。数年間の官僚的な遅滞ののち、1967年に知的自由部を設置しましたが、事業への予算はほとんどありませんでした。設置当初にジュディス・クラグ（Judith Krug）が担当し、現在でもクラグが部長を続けているのです。

1968年のアトランティック・シティ（Atlantic City）年次大会の前に、学生やアメリカ図書館協会の新しい会員が集まり、アメリカ図書館協会を今日の重要な諸問題にかかわらせるための方策を検討しました。そして「変革を求める会議」（Congress for Change）を組織して年次大会に臨み、大会を通じて変革を主張し、「知的自由ラウンドテーブル」といったグループの結成のために積極的な働きかけをしたのです。またアメリカ図書館協会が知的自由の防衛と擁護に資金を投入するように求めました。アメリカ図書館協会は免税地位について心配し、あたかも現状にとどまっているかのように思えました。1969年、多くの図書館員が失職しました。ジョン・フォースマン（John Forsman）は、カリフォルニア州の図書館にオルタナティブ資料を置いたがために解雇されました。ミズーリ州立図書館のジョーン・ボジャー（Joan Bodger）は反戦資料の収集を主張したがために、また反戦資料の配付で逮捕された大学生を支持する投書を新聞に投稿したがために失職したのです。ヴァージニア州のエリス・ホジン（Ellis Hodgin）は、市民として学校での祈りに抗議し、それを理由に首になったのです。いまや脅かされているのは、単に図書館利用者の知的自由だけではなく、図書館員の知的自由でした。アメリカ図書館協会是对応しませんでしたから、若い図書館員は防衛基金の創設を始めたのでした。

当惑しつつ、アメリカ図書館協会は行動に移りました。「読書の自由財団」を設置し、その翌年には知的自由の強力な唱導者リーロイ・メリット（Leroy Meritt）からの創設基金で、「リーロイ・メリット基金」（Leroy Merritt Fund）を設けたのです。この基金は知的自由への挑戦を受けたがために、経済的に苦況にある図書館員を支援するためのものです。とうとうアメリカ図書館協会は言葉を現実を支えるための防衛の手立てを持ったのです。必要な場合には資金を投入するという準備ができたのでした。

5. おわりに

1939年から1969年の間に、そして特に1948年から1953年の5年間に、原則が提示され鍛えら

れました。そしてこの原則は、アメリカの図書館員のイデオロギーの中核部分を占めてきました。それにもかかわらず、「最善の」読書資料や視聴資料「だけ」を選択するとか、「社会的責任を持つ」といったことと、知的自由の実践の間には、ときに困難な緊張関係が生じています。

図書館員が長年にわたって直面してきた問題は、性的な直截さと、政治的、社会的なイデオロギーを中心としてきました。こうした挑戦は、例外なく変化が急速に生じたり価値が試されている時代や場所で最も大きかったのです。これはまた今日のことであります。私たちは冷戦後にいるだけでなく、2001年9月11日の後にもいるのです。マッカーシーの時代やヴェトナム反戦の時代と同じように、「アメリカニズム」をめぐる論争がされています。例えばイラクへの攻撃を認めない人は、しばしば「非アメリカ的」と呼ばれているのです。そして不確実な時代にあって、保守的な宗教が伸びているように思えます。人びとは自分の思想に挑む思想にさらされることに不安を感じているのです。このようにして検閲の主張が大きくなっています。

これまでも例えばペーパーバックという新しい形態が出現したとき、図書館員は挑戦に直面しました。非常に安価なので、危険と考えられたのです。またコミックは青少年の非行を導くと考えられたりもしました。そしていま図書館員は、まったく新しいコミュニケーションの様式であるインターネットにまつわる諸問題を扱わなければなりません。今日、無制限のウェブを利用してポルノグラフィや憎悪に満ちたグループの文献にアクセスすることについては、多くの図書館員でさえも不愉快に思っています。図書館界は、アメリカ図書館協会が「子どもをインターネットから保護する法律」(Children's Internet Protection Act) にどの程度の反対をすべきかについて、意見が分かれています。同法はいま合衆国最高裁で争われているのです。この難しい問題について、私の同僚は原告と被告の両側で専門家として各々の証言を行っています。たとえばチャイルド・ポルノグラフィといった不法な資料については、どの図書館員も利用できるべきではないと同意しています。また親が自分の子どもの見るものを監視すべきだと考えています。そしてすべての利用者用インターネット端末にフィルターソフトを入れるべきだとは考えていません。こうした措置を取れば、合法的な資料への成人のアクセスを制限することになります。要するに、バトラー対ミシガン判決によると「豚を焼くために家を燃やす」ことになるのです。

「家庭にやさしい図書館」(Family Friendly Libraries)、それにゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、性転換者を少しでも肯定的に記した資料に反対するグループがあります。なお「家庭にやさしい図書館」は『ブリキの太鼓』(*The Tin Drum*) がアカデミー賞を受賞して20年後にオクラホマ市立図書館がビデオ『ブリキの太鼓』を提供するのを妨げたのです。図書館員はこうしたグループへの準備の仕方や反対する方法に策を講じなくてはなりません。

また図書館員は「反テロリズム法」(USAPATRIOT Act) への対応を検討しなくてはなりません。マッカーシーの時代と同じように、この法律は読者が読んだ資料を警察の捜査対象にしてしまうのです。実際、この法律はあらゆる館種の図書館にとって大きな問題になっています。というのは政府に広範な裁量を付与して、図書館でのインターネット利用記録を無限に追跡することを許しているからです。それに個人の図書館記録を求めることができるのです。そ

して図書館員が法廷命令の存在やその執行を明らかにすることを禁じているのです。当然ながら、あらゆる図書館はどの記録を秘密にしたいか、また利用者に同法の規定を知らせるか否か、知らずとすればどのように知らずのかを検討しなくてはなりません。それに加えて、図書館員はこれまで政府のウェブサイトで入手できた多くの情報がもはや入手できないことを気にかけています。そうした資料は、テロリストが使えるとの恐れから除去されたのです。さらに大量の政府情報が情報自由法 (Freedom of Information Act) から免除されてきました。情報自由法は政府に説明責任を負わす目的で、関心を持つ市民、研究者、報道関係者に政府情報へのアクセスを許しているのです。図書館員は他の団体と協力して、こうした政府の動きに挑戦しているところです。

図書館は件名標目の変化を通して、情報へのアクセスをますます拡大しようとしています。いっそう利用者指向になろうとし、害するような標目や軽蔑的な標目をなくそうとしています。特に大学図書館員は情報へのアクセスを困難にする学術雑誌の価格と契約方法について聞いています。また情報へのアクセスの関心から、著作権法の公正使用 (fair use) を保護しようと努力しています。これらは現在進行中の闘いで、直接的には図書館資料への検閲や挑戦とは結びつかないかもしれませんが、図書館で購入できるものや収集して共有できるものに大きく影響します。この点で、蔵書構成という管轄領域、すなわちあらゆる主題のあらゆる見解へのアクセスを提供すること、要するに図書館員の責任につながっていくのです。

今日、情報へのフリーアクセスをめぐる論争がいかに複雑で難しくても、図書館員は第2次大戦後の時代よりは、はるかにすぐれた支援システムを掌中にしています。知的自由部、「読書の自由財団」、知的自由委員会は、積極的な立場を取り、法執行の前に友好団体と協力して法廷で法について争ったり、図書館員の権利と責任について図書館員を教育したりしています。図書館員が抱く知的自由の信条に新たな挑戦が生じ、図書館員は反応しつつ、この信条を洗練し定義づけていくでしょう。これは司書の管轄領域そして私たち自体を定義づけることになるでしょう。私たちは知的自由への理解を広げ、すべての人があらゆる形態の情報にアクセスすること、それに声なき人が自由に発言できるよう主張してきました。それと共に、私たちは蔵書構築者、方針作成者、唱導者としての役割を再定義しています。蔵書の創作者として私たちの管轄領域を守ることによって、私たちは重要なアメリカの価値、人間としての価値の擁護者として、いっそう強い積極的な役割を担えるのです。

参考文献

- Abbott, Andrew, *The System of Professions: An Essay on the Division of Expert Labor* (Chicago, Illinois: University of Chicago Press, 1988).
- Downs, Robert Bingham, *The First Freedom: Liberty and Justice in the World of Books and Reading* (Chicago: American Library Association, 1960).
- Fiske, Marjorie, *Book Selection and Censorship: A Study of School and Public Libraries in California* (Berkeley: University of California Press, 1960).
- Kawasaki, Yoshitaka, "The Study of American Censorship: An Interview with Louise Robbins," *Lifelong Education and Libraries* 1 (2001): 63-79.

ロビンス：知的自由とアメリカの図書館：歴史と現状

Robbins, Louise S., *The Dismissal of Miss Ruth Brown: Civil Rights, Censorship, and the American Library* (Norman: Oklahoma University Press, 2000).

Robbins, Louise S., *Censorship and the American Library: The American Library Association's Response to Threats to Intellectual Freedom, 1939-1969*. (Westport, Connecticut, Greenwood Press, 1996). Translated into Japanese by Yoshitaka Kawasaki and published by the Nippon Association for Librarianship (1998). 川崎良孝訳『検閲とアメリカの図書館』（日本図書館研究会、1998）

川崎良孝「川崎良孝『『検閲とアメリカの図書館』をめぐって：著者ルイズ・S. ロビンスへのインタビュー』『図書館界』50(4), 1998: 156-166.

本稿は2003年3月28日に京都大学附属図書館で行われた講演をもとにしている。なお、この講演会は、京都大学大学院教育学研究科生涯教育学講座、京都大学附属図書館、日本図書館研究会、近畿地区国公立図書館協議会の共催で、約50名が参加した。